

被災児童・生徒に対する教科書の補給に関する覚書

(平成 26 年 2 月 1 日より改定)

災害により被災した児童・生徒の教科書のうちで滅失・毀損したものについて補給する場合は、次の要領による。

第1条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づく救助が実施された地域

1. 供給業者（以下乙という）は被災地の都道府県、市区町村及び災害救助対策本部と十分連絡をとり、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会及び学校と協力し、次の事項を実施する。
 2. 乙は、災害により被災した児童・生徒の教科書のうちで滅失・毀損したものに代わる教科書の補給を速やかに行い（補給した教科書を「災害補給本」という。以下同じ。）、その後災害補給本の冊数について学校別、教科別、発行者別及び補給方法を教科書協会に報告する。

ア　補給に当たっては、とりあえず調整本又は転学等対応本（以下在庫本という。）を行う。ただし在庫本が足りないときは、不足冊数を災害補給本として発行業者（以下甲という）に直接追加注文の形で発注する。

イ　高等学校の生徒に対する災害補給本については、当該校長より、発行者名、教科書番号、教科書名、編次、冊数、定価を記載した受領書の交付を受ける。

ウ　災害補給本として甲から送品されたものに残本が生じたときは、災害補給本の返品であることを明記して甲に返品する。

エ　ウの返品冊数を差し引いて災害補給本の冊数が確定したときは、高等学校の生徒に対する災害補給本にあっては、当該校長の受領書を添付して、学校別、教科別、発行者別及び補給方法を教科書協会に報告する。
 3. 教科書協会は、乙からの第 1 条の 2 の報告を受けたときは、速やかに甲に災害補給本について連絡する。
 4. 都道府県から乙に対して小・中・高等学校の災害補給本に係る災害救助費が交付されたときは、乙は、当該教科書の代金（正味金額）を甲または大取次に支払う。
その際、支払月の送金案内書の教科書代金欄に、災害発生日及び、含まれる補給教科書代金を明記する。
 5. 補給に必要な教科書の乙までの送本費用は、甲が負担する。学校までの補給及び、補給後の残本の処理は乙が行い、その費用を負担する。
 6. 災害本の補給は、発生の日から 1 か月以内に完了する。

第 2 条 災害救助法の規定に基づく救助が実施されない地域（第 3 条の地域を除く。）

1. 乙は被災地の市区町村教育委員会及び学校と協力し、次の事項を実施する。

2. 乙は被災した要保護、準要保護者等の児童・生徒のうち、被災児童・生徒が在籍する学校の設置者が、教科書の購入が困難である旨の証明書を交付したもののが教科書で滅失・毀損したものに代わる教科書の補給を速やかに行い、1か月以内に当該学校設置者の証明書を添付して、災害補給本扱いとすることを教科書協会に対して申請する。
- ア 補給に当たっては、とりあえず在庫本で行う。ただし、在庫本が足りないときは、不足冊数を災害補給本として、甲に直接追加注文の形で発注する。
- イ 児童・生徒に対する災害補給本については、当該校長より発行者名、教科書番号、教科書名、編次、冊数、定価を記載した受領書の交付を受ける。
- ウ 災害補給本として、甲から送品されたものに残本が生じたときは、災害補給本の返品であることを明記して甲に返品する。
- エ ウの返品冊数を差し引いて災害補給本の冊数を確定し、補給後1か月以内に、市区町村教育委員会の証明書及び校長の受領書を添付して、学校別、教科別、発行者別及び補給方法を明記し、災害補給本扱いとすることを教科書協会に対して申請する。
3. 教科書協会は、乙から第2条の2の申請に対し、災害補給本扱いとすることを承認したときは、その旨を甲に連絡する。
4. 甲は、教科書協会からの第2条3の連絡を受けたときは、速やかに災害補給本に関する事務を処理する。甲は乙の売上取消伝票を作成し、乙に送付する。伝票備考欄には、災害発生日及び災害補給本売上取消分であることを明記する。
5. 災害補給本の代金は、甲の負担とし、補給に必要な教科書の乙までの送本費用は、甲が負担する。学校までの補給及び補給後の残本の処理は乙が行い、その費用を負担する。

第3条 災害救助法の規定に基づく救助が実施された地域に隣接した地域で、同一の災害により被災したにもかかわらず、同法の規定に基づく救助が実施されない地域

1. 第2条1~5を準用する。

一般社団法人 教科書協会
会長 川畠 慶範



一般社団法人 全国教科書供給協会
会長 吉田 豊

